



SATREPS生物資源分野_プロジェクトの事例紹介
モンゴル国草地回復プロジェクトとABS関連法「遺伝資源法」発効に伴う対応
東北医科薬科大学 村田敏拓

1. モンゴル国草地回復プロジェクトの紹介

2. ABS関連法「遺伝資源法」発効に伴う対応

2-1.

SATREPS実施期間中に経験できた、モンゴル国でのABS対応手続き（遺伝資源法対応）
ひとりの研究者としてABS手続きに対峙した時の思いと基本の確認

2-2.

モンゴル国では2022年6月1日にABS関連法である「**遺伝資源に関する法律**」が発効されました。
モンゴル側カウンターパートとJICA現地調整員の協力の元行った情報収集

2-3.

植物等輸出許可取得から輸出までの流れ
具体的な手続き手順（実際の書類を提示）

1. モンゴル国草地回復プロジェクトの紹介

SATREPS project between Japan and Mongolia 遊牧民伝承に基づくモンゴル草原植物資源の有効活用による草地回復 (2020-2025)



SATREPS

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

研究室間から大学間へ、そして国際共同研究プロジェクトへと発展



荒廃した草原
病んだ家畜



家畜健康保全と荒廃
草原の回復に関する
遊牧民の伝統的知識

クロリス



ヤルホイ



回復した草原
健康な家畜



<研究代表者> 浅見 忠男 (東京大学)、ジャバザン バトフー (モンゴル国立大学)

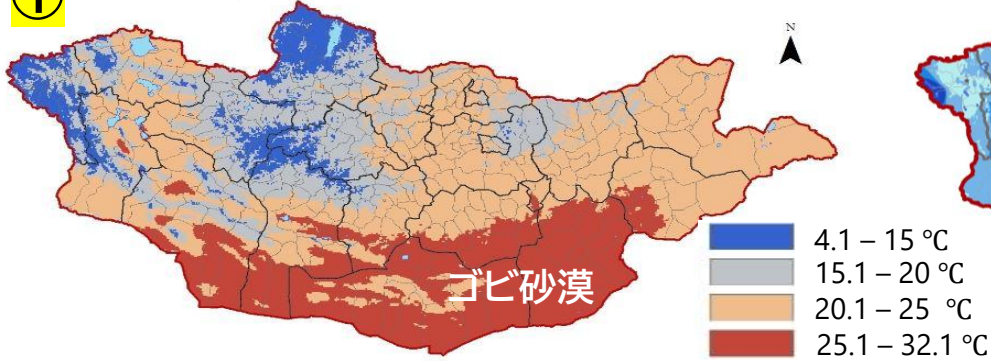
<研究機関> 東京大学、京都大学、東北医科薬科大学、農業・食品産業技術総合研究機構、モンゴル国立大学、モンゴル生命科学大学 (獣医学研究所・畜産研究所・生態系研究センター)、モンゴル食糧農業軽産業省、SHINE ANGIRT Co., Ltd、MONOS Group Company

モンゴルは人間・動物・植物が生きていくには厳しい気候・環境の国

スライド：J. Batkhuu先生
(モンゴル国立大学) と

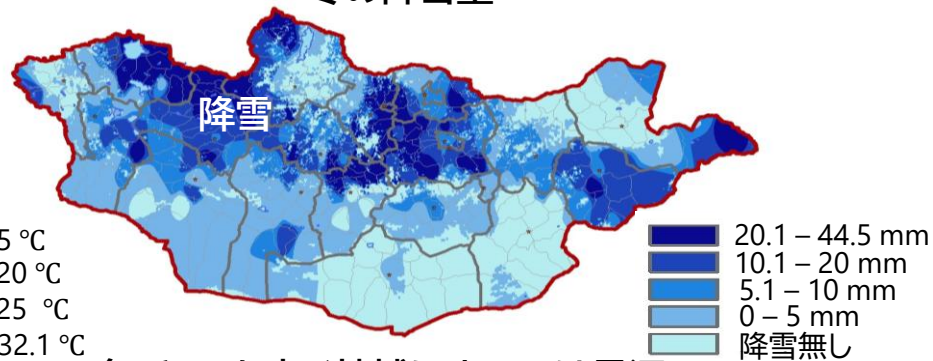
①

夏の平均気温



夏、暑くとても乾燥する

冬の降雪量



冬、とても寒く地域によっては雪深い

モンゴル国気象庁web: <http://www.tsag-agaar.gov.mn/atmosphere/монгол-орчны-уур-амьсгал>

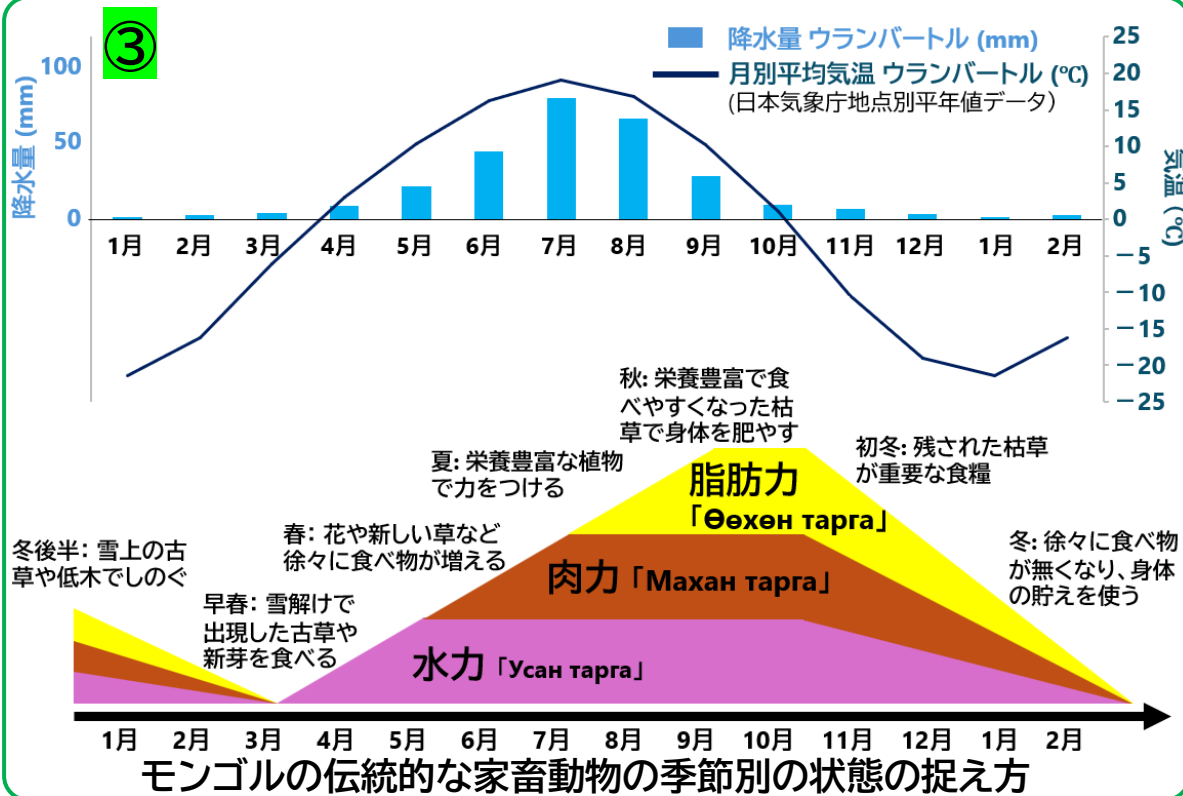
②

- 冬の最低気温は **-40 °C**
- 年間降水量は日本の約 **1/7** (全域の比較)



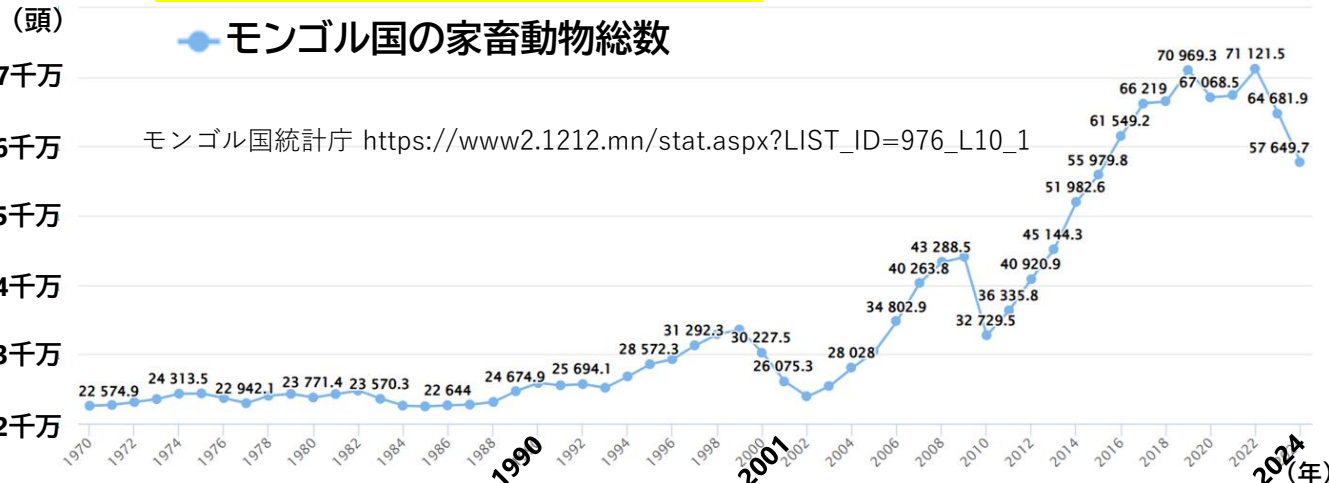
ゾド (とりわけ厳しい冬)に耐えられず、大量に家畜が死んでいる様子。

③



④

モンゴルの環境 (資源) が許す家畜数は、全ての動物を羊に換算*(モンゴルの常法)して上限が**6-7千万頭**と言われる**が、現在は**1億1千万頭分と、許容数の2倍近い数**がいる計算になる。





冬の牧地で *Artemisia dracunculus* を食べる「ヒツジ」と「ヤギ」



Caragana を食べる「ラクダ」



Буйль

「ラクダ」と *Caragana* の伝統的使用法 Буйль

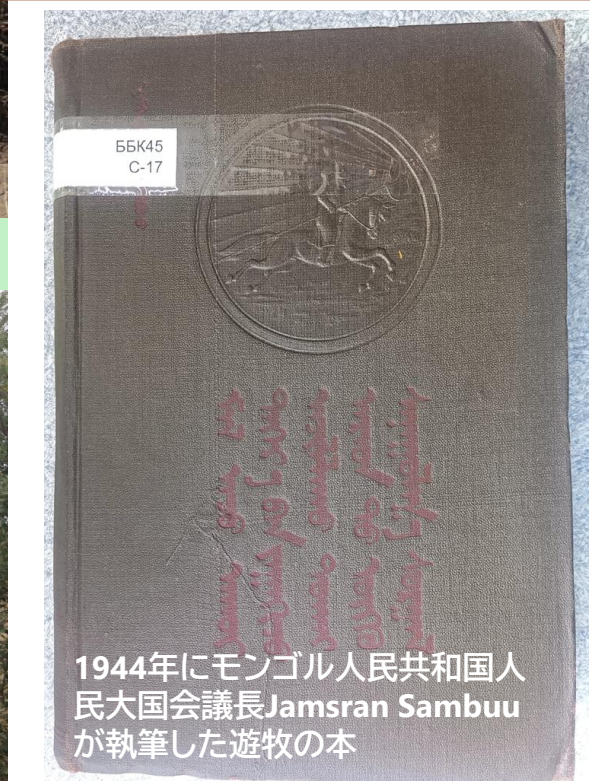
モンゴルでは特に5畜といわれる「ウマ」、「ヒツジ」、「ヤギ」、「ウシ」、「ラクダ」が重要視されています。



枯れた金色の *Iris lactea* を好んで食べる「ウマ」



高所の *Ulmus pumila* を一生懸命食べようとする「ウシ」



1944年にモンゴル人民共和国人民大会議長 Jamsran Sambuu が執筆した遊牧の本

伝統書籍：従来遊牧民がいかにかに家畜と植物を観察し重要視してきたかがわかる。

家畜動物はその地域の植物(牧草)に依存し、また遊牧民もその土地の植物を上手に活用してきた。



*Amygdalus*属植物の未熟果を食べるヤギ

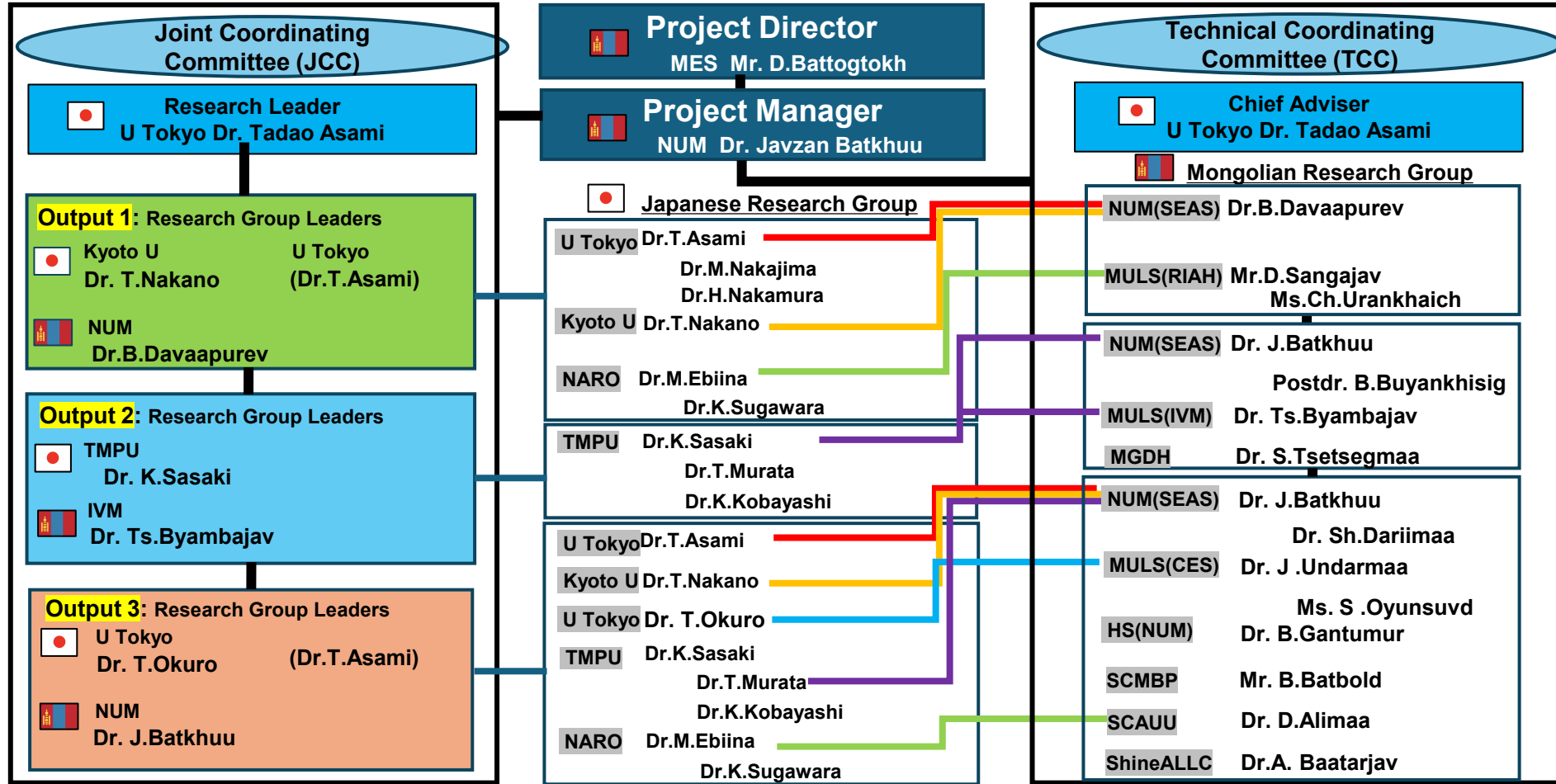


数珠などに使用される
*Amygdalus*属植物の種子



*Amygdalus pedunculata*の花

参画機関・研究者と協力体制



< JAPAN >

U Tokyo: The university of Tokyo; **Kyoto U:** Kyoto University; **TMPU:** Tohoku Medical and Pharmaceutical University;
NARO: National Agriculture and Food Research Organization

< MONGOLIA >

NUM: National University of Mongolia; **SEAS:** School of Engineering and Applied Sciences; **HS:** Hovd School
MULS: Mongolian University of Life Sciences; **RIAH:** Research Institute of Animal Husbandry; **IVM:** Institute of Veterinary Medicine; **CES:** Center for Ecosystem Studies; **SCMBP:** Start-up company MBP Lab of NUM; **SCAUU:** Start-up company Arvin urgatsiin undraaa of RIAH

Output 1

京都大学
中野雄司先生
より

クロリスの高い成長力やストレス耐性について植物生理学的な解明と育種
(京大/東大/農研機構/モンゴル国立大)



草原のクロリス (*Chloris virgata*) 一面がこげ茶色に染まる



Batsemerメインサイト
での育種実験

品種改良の試み

<p>播種後10時間で発芽</p>	<p>旺盛な分枝成長 (発芽45日後)</p>	<p>5回繰り返し切断した後も再生する</p>
<p>クロリス <i>Chloris virgata</i></p> <p>発芽</p>	<p>クロリス <i>Chloris virgata</i> 比較対象 コムギ</p>	<p>クロリス <i>Chloris virgata</i> 比較対象 コムギ</p>
<p>比較対象 コムギ(農林61号)</p> <p>発芽しない</p>	<p>迅速成長性! (水がある環境で速やかに発芽・ 分岐し、早い成長を遂げる)</p>	<p>高い再生力! (家畜に捕食されても何度も復活する)</p>

- Frontiers in Plant Science, 12, 684987, 1-22 (2021)
- BMC Plant Biology, 25, 44 (2025)

Output 2

遊牧民への聞き取り調査および植物・家畜調査と情報の紐づけ、薬効など遊牧民伝承の科学的検証 (東北医薬大/東大/モンゴル国立大/モンゴル獣医学研究所)

遊牧民への聞き取り調査

- 植物の呼び方
- 利用方法 (飼料、食用、薬用等)
- 植物に対する評価
- 分布状況と変化 (増加、減少)
- 伝承 (言い伝え、諺、エピソード等)

植物調査・家畜行動調査

- 研究用植物・家畜産物の採集
- 証拠となる写真・動画の撮影

*Artemisia schischkinii*を食べるラクダ

成分薬効解析による有用性の科学的検証



伝統的に春に強壯薬とされる
*Pulsatilla*属植物 (Yargui)の花

Journal of Natural Medicines, 75, 729-740 (2021)
をはじめ10報以上を学術論文にて発表

適正な時期に与える家畜用サプリメントの製作



家畜用ザプリの材料と試作品

地域に根差した有用植物の栽培化と遊牧民への提供



*Amygdalus pedunculata*の苗

フスタイ メインサイトにおける牧地回復の試み (東大/モンゴル生命科学大学)

Output 3

東京大学
大黒俊哉先生
より



モデル地区としてのフスタイ



医療行為に例えると...

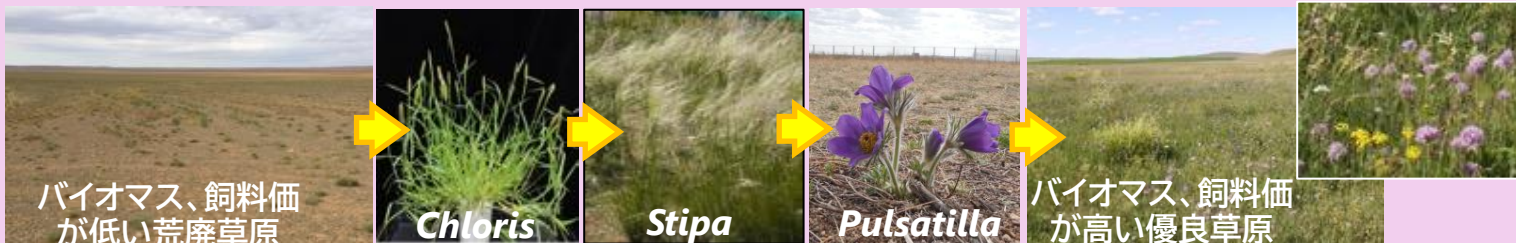
応急処置
First aid

パイオニアプラント
(pioneer plant)



根治療法
Radical cure

スタビライジングプラント
(stabilizing plant)



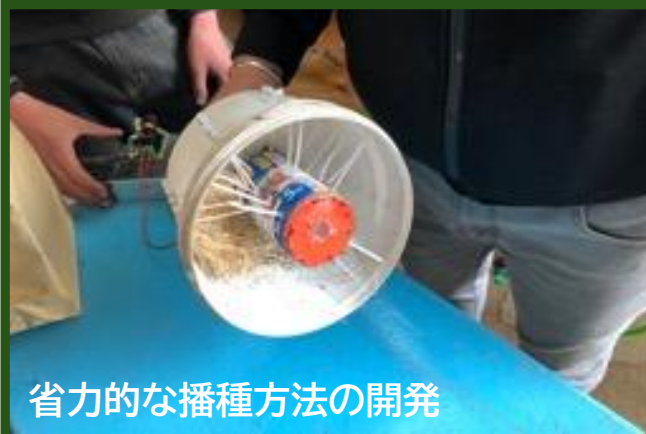
高ストレス耐性・迅速成長植物導入による荒廃草原修復促進 (例: *Chloris*)

多年草導入によるバイオマス生産安定化 (例: *Stipa*)

高機能性植物導入による飼料価と生態系機能向上 (例: *Pulsatilla*)

遊牧民への普及活動、啓発活動に係る計画

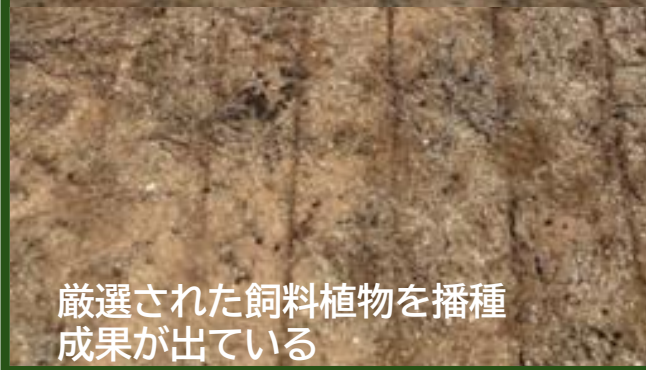
大規模草地での実証実験



省力的な播種方法の開発



2022年から、地元の遊牧民と協力し、草地回復予備実験をフスタイで開始



厳選された飼料植物を播種
成果が出ている

各種研修会



2023年6月フスタイにて遊牧民を招待し種蒔き会を実施



研究課題植物を用いた牧草地再生に係る普及活動

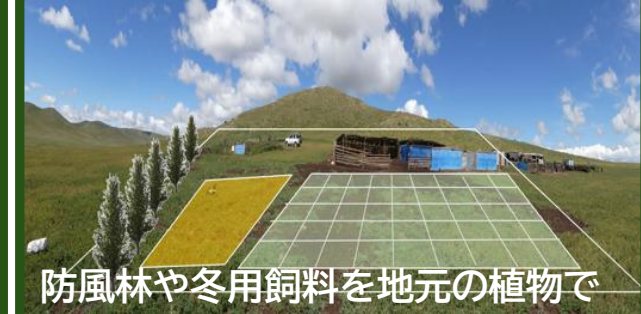


実際に遊牧民の方が体験し意識向上

ノマドガーデン構想



行政の方針や遊牧民の試みを参考に



防風林や冬用飼料を地元の植物で



有用植物導入による栽培技術の普及
+ 薬用・機能性植物の展示と啓発

東京大学
大黒俊哉先生
より

牧草地再生について地域住民の意識向上が何よりも重要と考えます。高品質種子を開発し、政府や遊牧民に提供することも活動の一つですが、栽培マニュアルを作成し、普及活動を行い、その土地にある牧草や環境の特徴や有用性を理解してもらうことで、**適正な遊牧状態を維持**することも狙っています。

2. ABS関連法「遺伝資源法」発効に伴う対応

2-1. SATREPS実施期間中に経験できた、モンゴル国でのABS対応手続き (遺伝資源法対応)

SATREPS参画以前から、国際共同研究を進めるにあたり、大きな不安を抱えていました。

「そもそもABS対応って何？」「罰則や責任を問われる問題となるのでは？」

やらなければならないことは認識できるが…

「何をどうすればよいのだろうか？」

ひとりの研究者として率直に感じたこと。

「遺伝研のHPなどに、必要な手続きの説明は載っているが、複雑に感じる。」

「1大学や1研究室レベルでできることなのか？」

「直接的な研究・実験と異なる観点で、かなり自身のエフォート（時間や活動）が必要となる。」

従来（SATREPS参画以前）から行っていたこと。

- ・ モンゴル国立大学と東北医科薬科大学とで「教育学術協定」を結んでいた。
- ・ 研究対象となる現地植物由来エキスを輸入するにあたり、現地自然環境省の許可書類と検疫用書類を現地協力者のもと取得していた。 **（後述します。）**

私自身、色々ともがいたこと

- ・ 現地のカウンターパートとの信頼関係を深め、相談して進める。
- ・ 頼れるところに頼る。（遺伝学研究所ABSサポートチームとJICA現地調整員）
- ・ 例え、後手に回ることがあったとしても、できることからやっていく。

そもそもABS対応とは

ABSとは

生物多様性条約 (CBD)(1992年12月発効)に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「**遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分**(Access to genetic resources and Benefit-Sharing、ABS)」(CBD条約1条、15条)という考え方を導入したものの。

遺伝資源(Genetic Resource)とは(CBD条約第2条)

- ・ 遺伝素材: 遺伝の機能的な単位を有する**植物、動物、微生物その他に由来**する素材。
- ・ 遺伝資源: 現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材。

2. ABS関連法「遺伝資源法」発効に伴う対応

2-2. モンゴル国では

2022年6月1日にABS関連法である「**遺伝資源に関する法律**」が発効されました。

資料

国立遺伝学研究所ABS支援室—モンゴル より現状を引用・抜粋

<https://idenshigen.jp/database/qrca/%e3%83%a2%e3%83%b3%e3%82%b4%e3%83%ab2026/>

最終更新日:2026年3月19日



- ・生物多様性条約 締約国(1993年12月29日~)
- ・名古屋議定書 締約国(2014年10月12日~)
- ・食料・農業植物遺伝資源条約 締約国(2018年12月02日~)

ABS支援室の公開内容の概要

★ 2022年6月1日モンゴルのABS関連法である「**遺伝資源に関する法律**」が発効。その後、2023年1月6日に改正。

本法により、モンゴルの植物・動物・微生物に由来する遺伝資源や遺伝資源に関連する伝統的知識の収集や研究利用などには、「**特別許可**」の取得が必要となった。また、研究開発活動の進捗状況は、今後モンゴル政府が運営予定である**データベースへの登録**が必要(特に、研究開発により利益が生じた場合)。また、外国人によるモンゴル遺伝資源などの取得や利用には、モンゴルの機関との共同研究が求められ、手続きはモンゴル側機関が窓口になって進める。

* ただし、**2026年現在**、「遺伝資源に関する法律」の改正に伴い、一連の関連規則(「2022年規則A/325 遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者の特定および遺伝資源に関連する伝統的知識を利用するための事前同意取得手続き規則」「2024年規則A/871 遺伝資源のモンゴル国境通過手続き規則」など)が**無効**となっています。

* また現在、関連新法(「遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益配分に関する法律案」)の策定が進められています。そのため、現時点では、**従来の各種ルールに従った手続き**となる可能性があります。都度、最新情報をご確認いただくことをお勧めいたします。

2022年6月モンゴルABS法「遺伝資源に関する法律」の発効にあたっての疑問。

疑問1: 2022年6月1日発効のモンゴルのABS関連法である「遺伝資源に関する法律」はどのようなものか？

疑問2: 「特別許可」や「データベースへの登録」⇒ 特異的な施策!?! どのように対応すればよいか？

疑問3: モンゴルの機関との共同研究が前提（手続きはモンゴル側）⇒ 何について協力を求めればよいか？

疑問4: 現時点では、従来の各種ルールに従った手続き ⇒ では具体的にこういった手続きを進めればよいか？



- ・ 日本側でも国立遺伝研ABSサポートチームなどが情報収集に努めていたが、わからない部分も多かった。
- ・ そこで、モンゴル現地での状況を把握したく、常駐する方々の助けを仰いだ。



1. JICA現地調整員の南香代子氏に相談した。
2. モンゴル国立大学Davaasuren准教授を通して、モンゴル国自然環境省の担当者に直接ABS対応について質問・協議する場を調整頂いた。
3. あらかじめ質問事項を書面で作成、お送りし、当日面談で回答を頂く流れとなった。
(事前準備: 質問事項をJICA発出レターとしてモンゴル語訳をモンゴル国自然環境省に提出)
4. その後、国立遺伝研ABSサポートチームの方々と状況を共有の上、見解と助言をいただいた。

2023年1月30日 **モンゴル国自然環境省ABS対応**

モンゴル国自然環境省サインビレグ氏 (Sainbileg)と遺伝資源法の現状と登録webシステムがどのようなものなのか？の確認と今後の対応の打ち合わせを行いました。



面談当日: 10:00~11:15

メンバー

JICA武田敦岐さん、JICAツエギー (Oyuntsetseg)さん(通訳も担当)、JICA現地調整南さん、NUM Davaapurev先生、TMPU村田の5名。

Green development policy and planning department, Ministry of Environment and Tourism

・クリーンテクノロジー課課長 ウランチメグ氏 (Uranchimeg) モンゴル国立大学生物科出身

・ABS窓口担当 サインビレグ氏 (Sainbileg) モンゴル国立大学出身 Biotechnologyの専門家

の合計7名

☆ 当時の面談内容より抜粋

<具体的な手続き方法と相談窓口について>

- ・当時「登録システム」を9月中の運用開始を目標に整備中(法務省に提出)である。
その登録システムに、資源(試料)の使用目的や利益配分など必要事項を登録。
- ・日本の研究機関とモンゴル国の研究機関(必ずモンゴル国研究機関との共同研究の形にすること。)
- ・契約項目は、現時点では従来通りで一応は良い。ただし、今後の法律に沿うこと。
- ・サンプル持ち出し時の**MTA** (Material Transport Agreement)は必須。
- ・自然環境省相談窓口はサインビレグ (Sainbileg)氏。 2026年7月23日のアジアABS学術フォーラム in Tokyoで来日予定

<従来の正規の手続きを経て**取得済み**の資源やサンプルの取扱い>

登録必須と当時は説明があったが、断念し、発効後が対象となった模様。

「**特別許可**」について ⇒ 準備段階であったが、現時点 (20260524) で進展は確認できない。

自然環境省としてはさかのぼって(管理用)**データベース**を作成したい様子。ただ、整備されていないので、今後新しく手続きを踏んだり契約書類を交わすときに不足分を補填・登録することが研究者の義務である。との見解をいただいた。

<今後新たにサンプルを持ち出したい場合の手続き>

- ・ABS窓口へ都度相談→その時の状況に応じて、すべきことを指示する。(モンゴル側で確認。従来通りとの回答。)
- ・特許法・民法・遺伝資源法～など関連法令・規則に則る形となる。
- ・プロジェクト成果によって、誰がどのような恩恵を受けるのかを想定する必要がある。

<「**伝承**」の取り扱いについて>

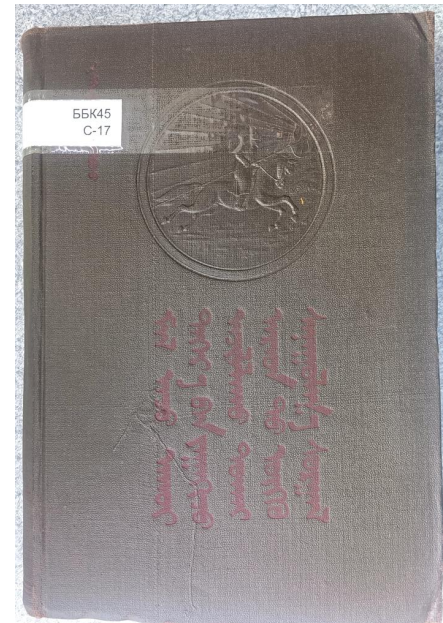
参考:ある伝承を利用したいときに、その伝承を有している者(遊牧民の方など)がまず登録システムにその内容を申請・登録しなければならないのか?と質問した。

⇒ とてもナイーブで複雑で難しい問題であると環境省も理解している。原則的にその伝承事項が誰に属するのか?を特定して登録システムに織り込んでいく方針(帰属が特定できないものは国の財産とする)。一方で、その伝承が個人のものか、地域のものか、あるいは広く知られるものかの判断は、別に「専門委員会(医学や法学など各分野の専門家によって組織する)」を設けて提言をまとめていくとのこと。

POINT: なお、図鑑や書籍・論文など文書化(一般化)されたものは、自由に引用して良いとのこと。

(村田私見)

- ・ 後述する4つの規則のうち伝統知識とその許可取得プロセスに係る規定で、伝承事項の取り扱いについて定義されている。伝承を調査する時に、伝承を保持している者と交わす書式も示されている。今後はこれを理解した上で、原則この書式に則った上で情報収集していくことが望ましい。(カウンターパートとの間で方針と実施方法について共有し、協議しておく必要があると考える。)
- ・ これまでに文書化されているものの引用は特に断りなく用いて良いとのことなので、一般的な薬用植物の利用方法などの書物・図鑑・論文の引用については問題ないと考える。



<本法律(遺伝資源法)の適用範囲について>

口頭での質問としては、「植物と有用微生物はもちろんであるが、ヒトや動物に由来する乳・血液・肉・臓器・フン、ウイルス・細菌・原虫・ダニ・昆虫・病原性の微生物、またこれらの塩基配列は本法の対象となりますか？」と聞いた。

⇒ ヒトと家畜動物を除く**全ての生物や遺伝子が対象**となる。

「ヒト」と「家畜動物」はそれぞれ**別に法律**が定められており、そちらに従う。

(ヒトは国家安全法・憲法など、家畜動物は家畜遺伝資源法)

「例」を用いた省側のコメント:馬乳酒を例にとると、馬乳酒そのものの持ち出しは不可。遺伝資源法では、馬乳酒から分離・培養した微生物や、濃縮・分離した化合物が対象となる。

「微生物」については、分離・培養(人工培地上などに)した状態が原則であるとのこと。なお、以前は培養の形とすることにこだわりはなかった模様だが、今は培養状態でとされている。

(村田私見)

- ・ 実際に運用していく上でどうなるかはその都度相談することになるのではないかと考えられる。
- ・ 医学的なサンプルについては、例えば血清ごと丸々持ち出すというのは、少なくとも遺伝資源法の観点・解釈の範囲では難しい問題なのかも知れないと感じた。一方で、各専門分野で技術的な面や、病原体などを対象とする場合は管理上の必要性や慣例的な面もあると思われるので、それぞれの分野ごとに判断がゆだねられる面もあると思われる。

<その他>

モンゴル国遺伝資源法に付随して現在準備を進めている4つの規則+αについて。

I. データベースとその登録に係る規定

II. 伝統知識とその許可取得プロセスに係る規定

上記2点 (IとII)は、ドラフト版を経て、すでに完成しており、現在法務省に送られて検討中である。[国立遺伝研より機械和訳を受取済]

III. 遺伝資源輸出に関する手続きに係る規定

(これまで別々であった動物由来や植物由来などの国境を超えるために必要な通関などのルールを、一つにまとめて規定する。)

IV. 遺伝資源(ジーンバンク)に関する規定

(教育省大臣と協力して国際基準で整備する。それを見ただけでどこのサンプルかを判定できるような水準にしたい。)

- ・ 遺伝資源管理における遺伝資源法自体と、4つの規制に加え、輸出への関税や手数料を別の法律で規定する準備を進めており、秋の段階で国会に提出することを目指している。(当時の話。その後の経過は国立遺伝研のweb参照)

今後

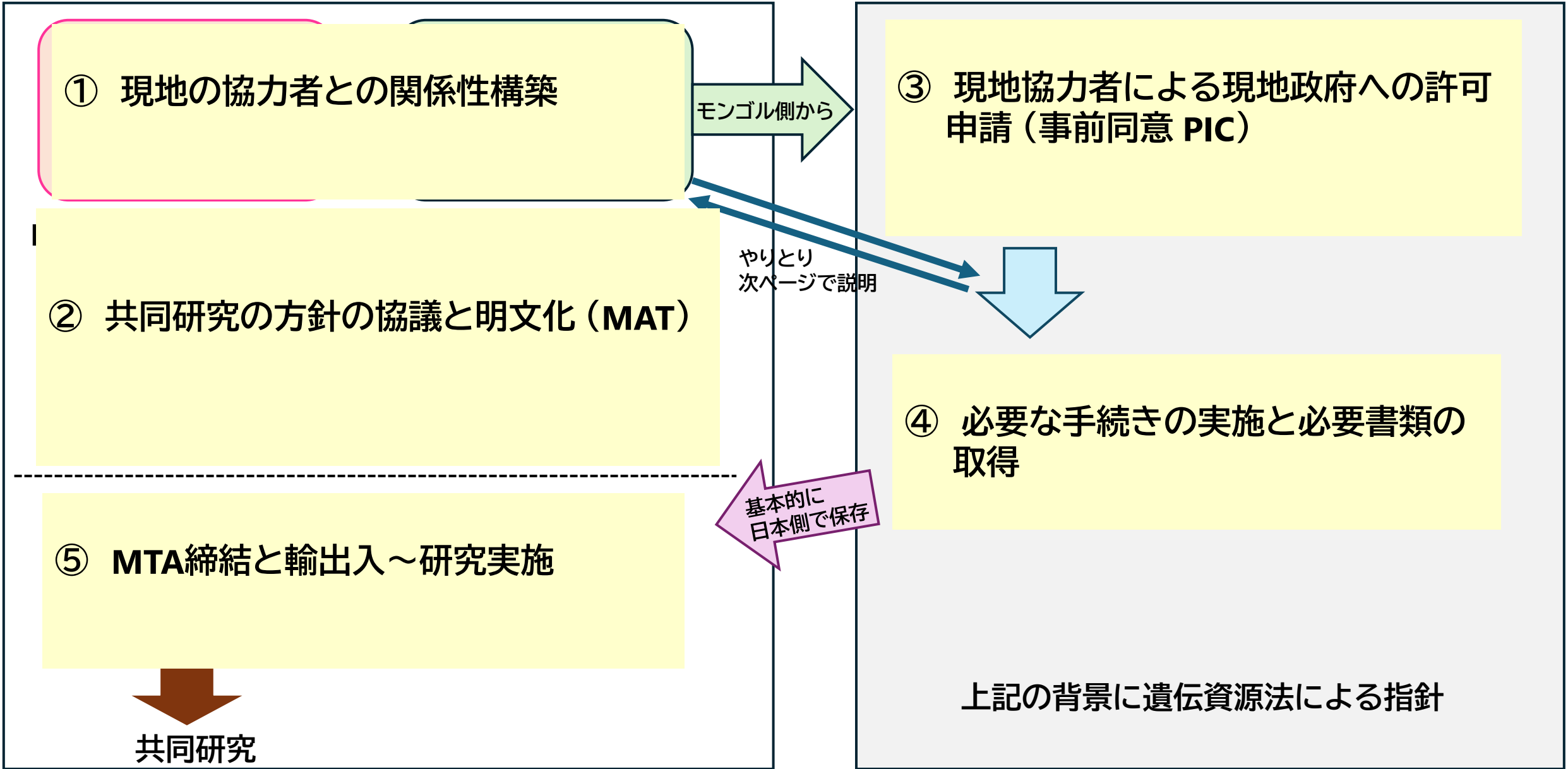
- ・ モンゴル国立大学Davaapurev准教授・Batbold技官を通じた情報交換を続けていく。
- ・ 特別許可やデータベースに係るWebシステム運用には少しまだ時間がかかる見込みと当時理解した。

☆ モンゴル国自然環境省としても、「利用者の意見を聞いて、良い形で法律整備を進めていきたい。そのために、どんどん相談や提案を投げかけてほしい。」との姿勢であるので、問題点や希望される点は早めに指摘すると良いかも知れない。

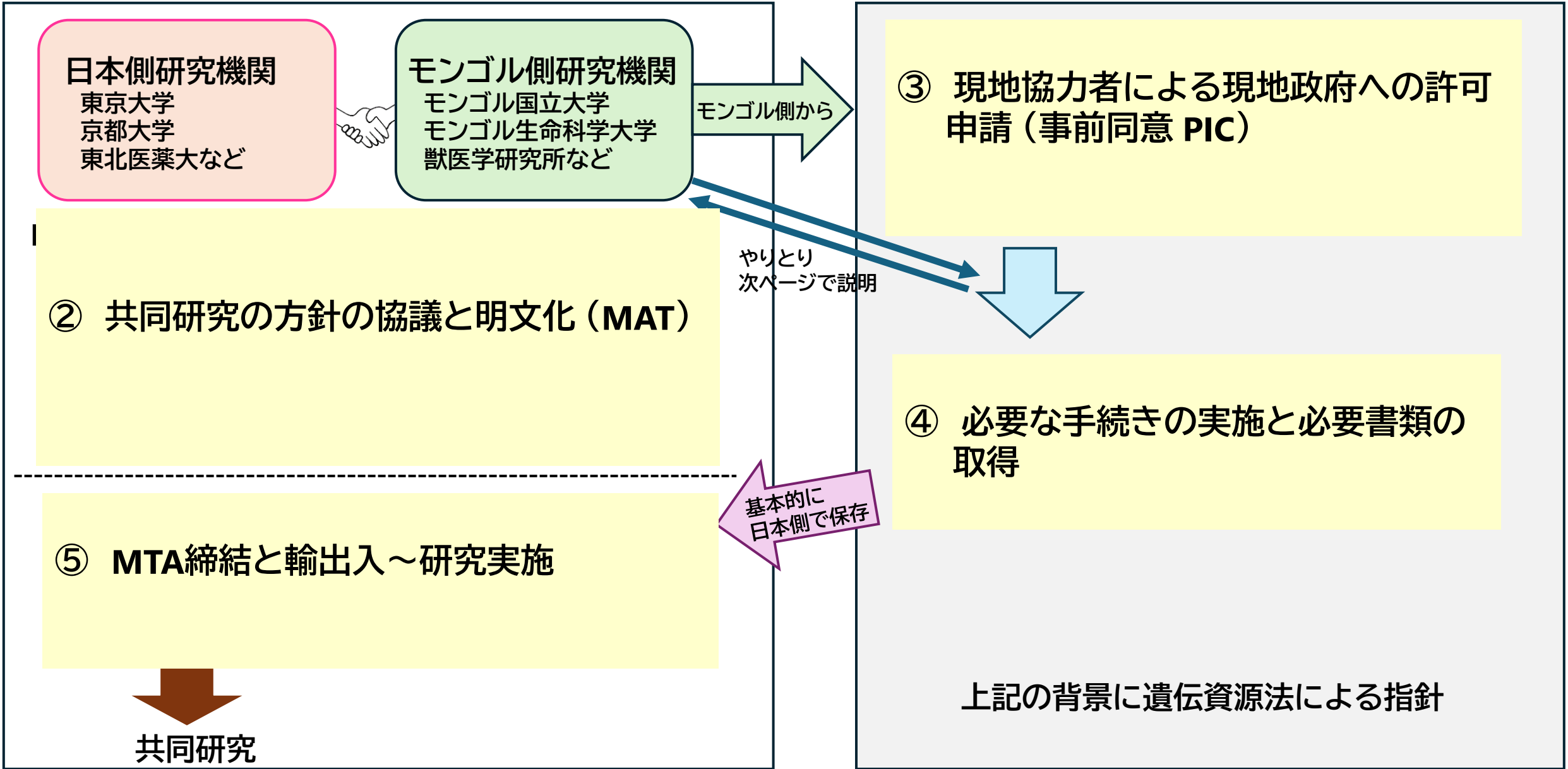
2. ABS関連法「遺伝資源法」発効に伴う対応

2-3. 植物等輸出許可取得から輸出までの流れ

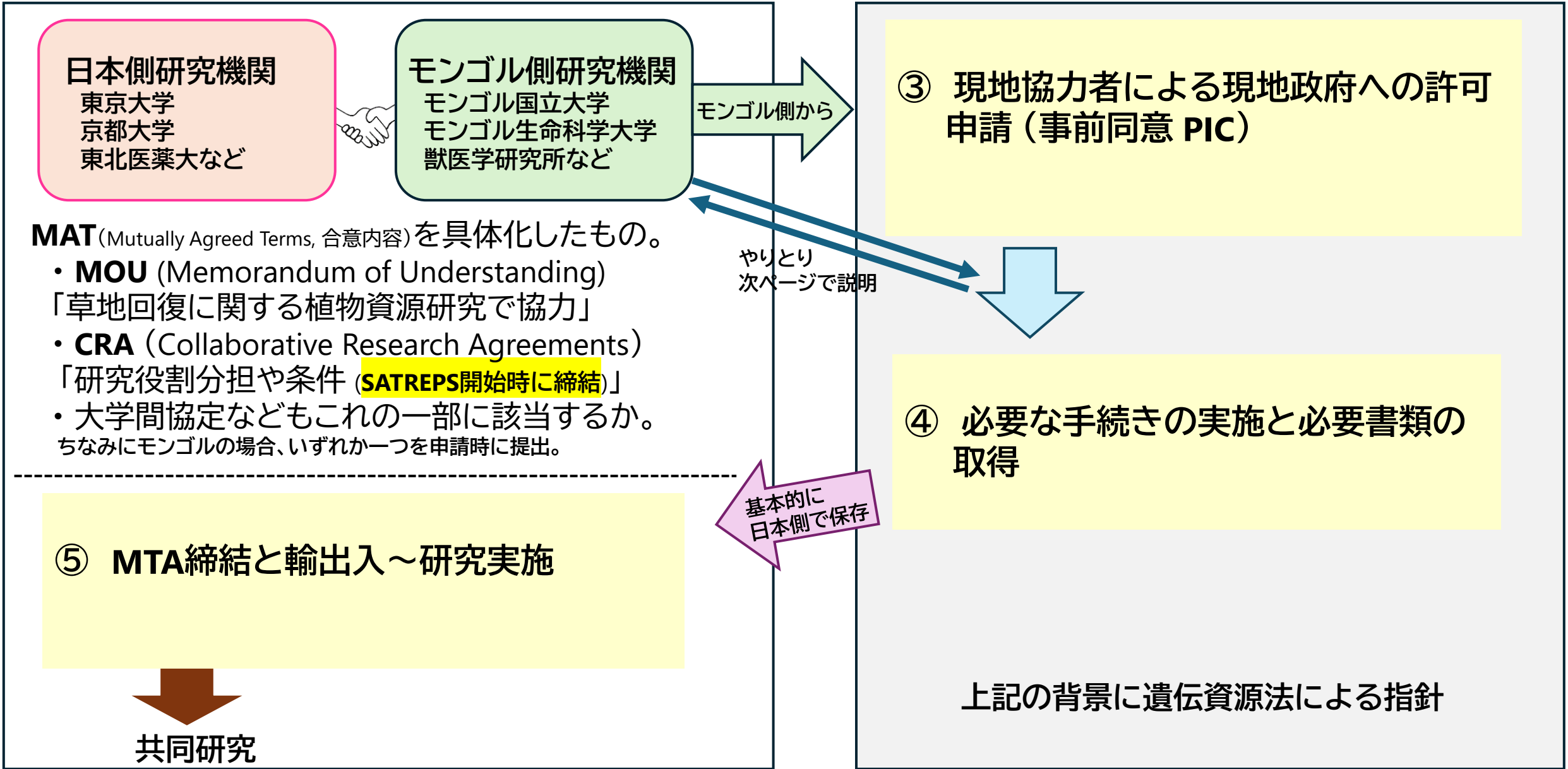
植物等輸出許可取得から輸出までの流れ（概要）



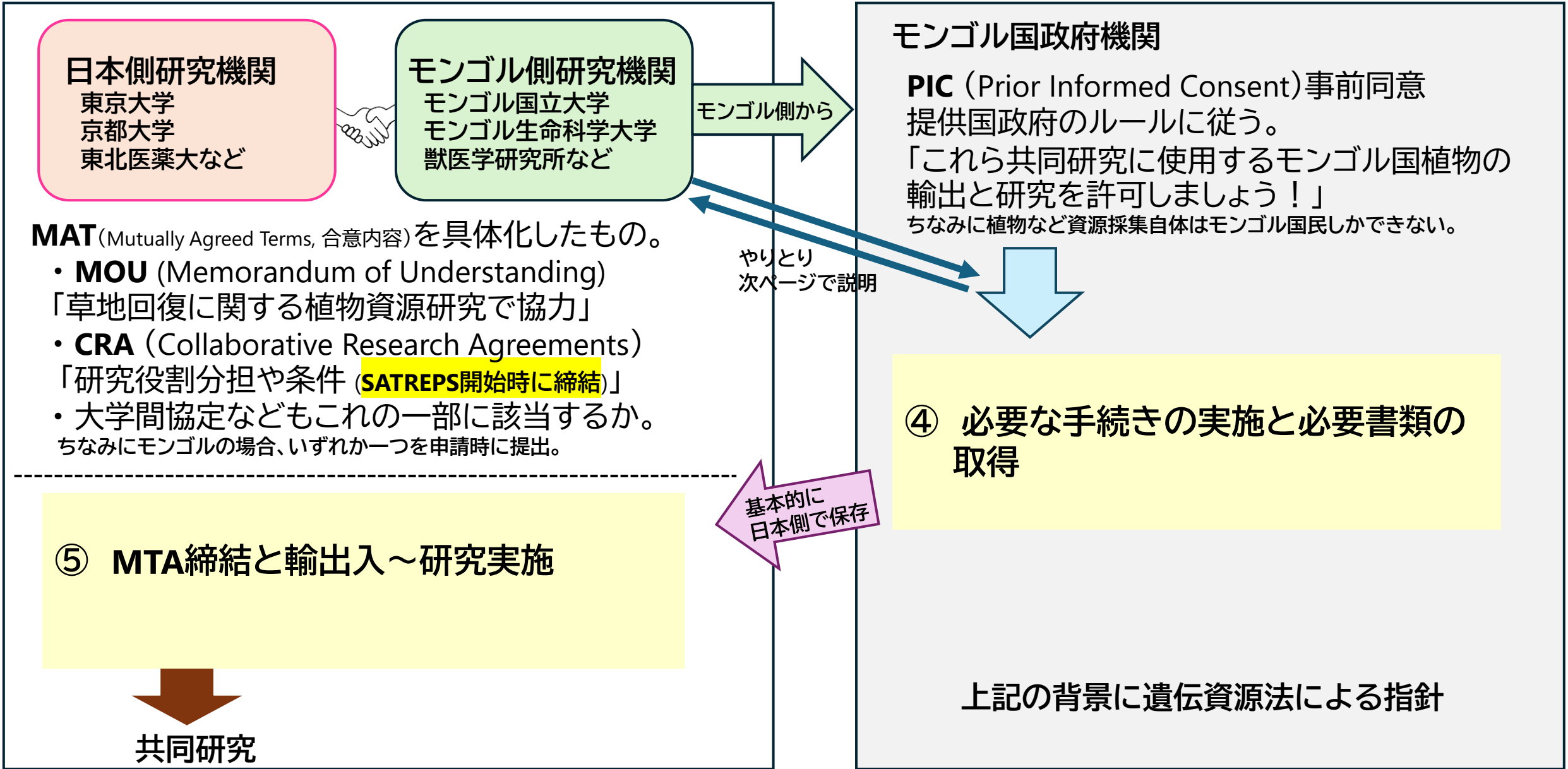
植物等輸出許可取得から輸出までの流れ（概要）



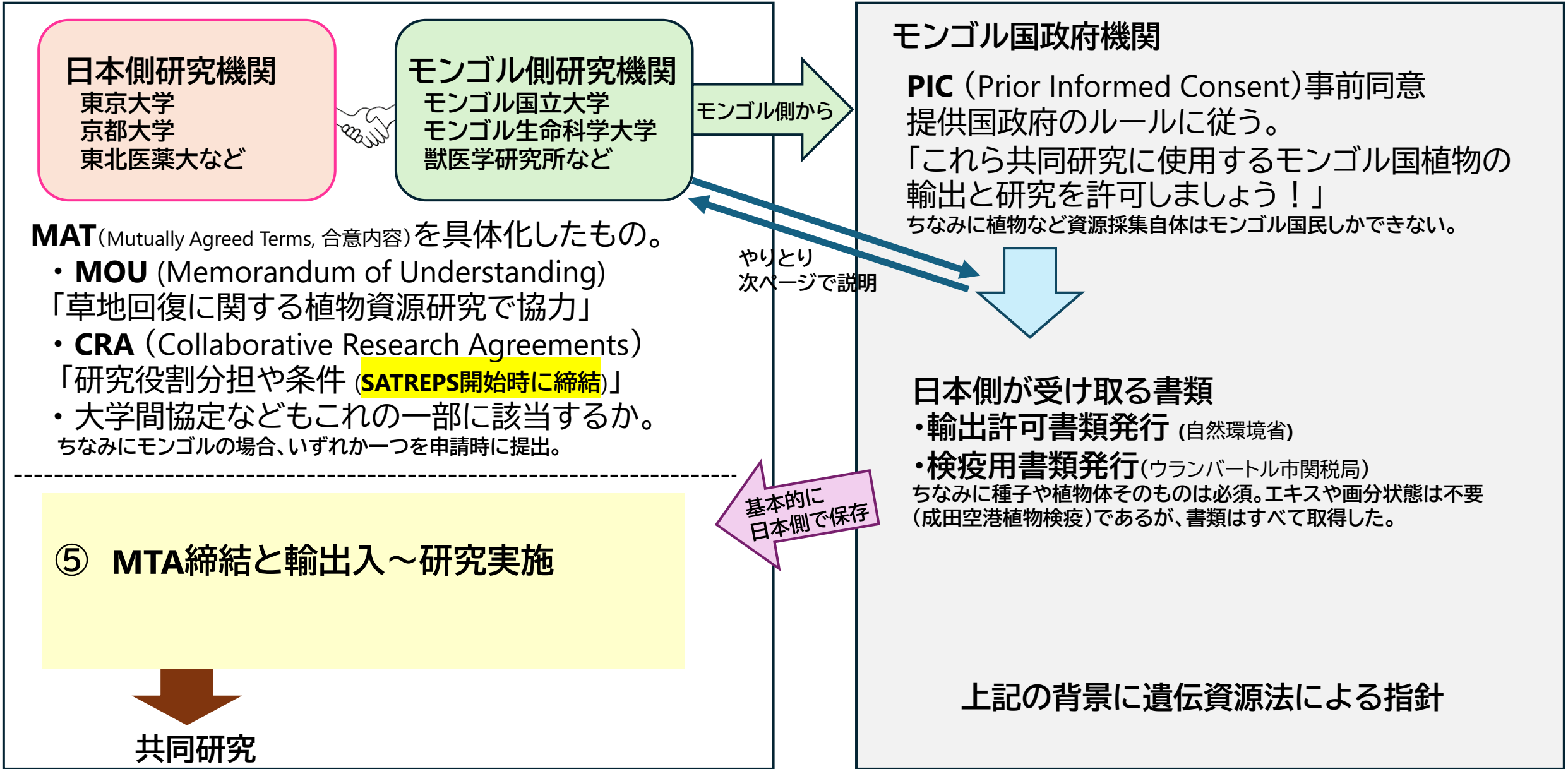
植物等輸出許可取得から輸出までの流れ（概要）



植物等輸出許可取得から輸出までの流れ（概要）



植物等輸出許可取得から輸出までの流れ（概要）



日本側研究機関
東京大学
京都大学
東北医薬大など

モンゴル側研究機関
モンゴル国立大学
モンゴル生命科学大学
獣医学研究所など

MAT (Mutually Agreed Terms, 合意内容) を具体化したもの。
・ **MOU** (Memorandum of Understanding)
「草地回復に関する植物資源研究で協力」
・ **CRA** (Collaborative Research Agreements)
「研究役割分担や条件 (SATREPS開始時に締結)」
・ 大学間協定などもこれの一部に該当するか。
ちなみにモンゴルの場合、いずれか一つを申請時に提出。

モンゴル側から

やりとり
次ページで説明

基本的に
日本側で保存

モンゴル国政府機関
PIC (Prior Informed Consent) 事前同意
提供国政府のルールに従う。
「これら共同研究に使用するモンゴル国植物の輸出と研究を許可しましょう！」
ちなみに植物など資源採集自体はモンゴル国民しかできない。

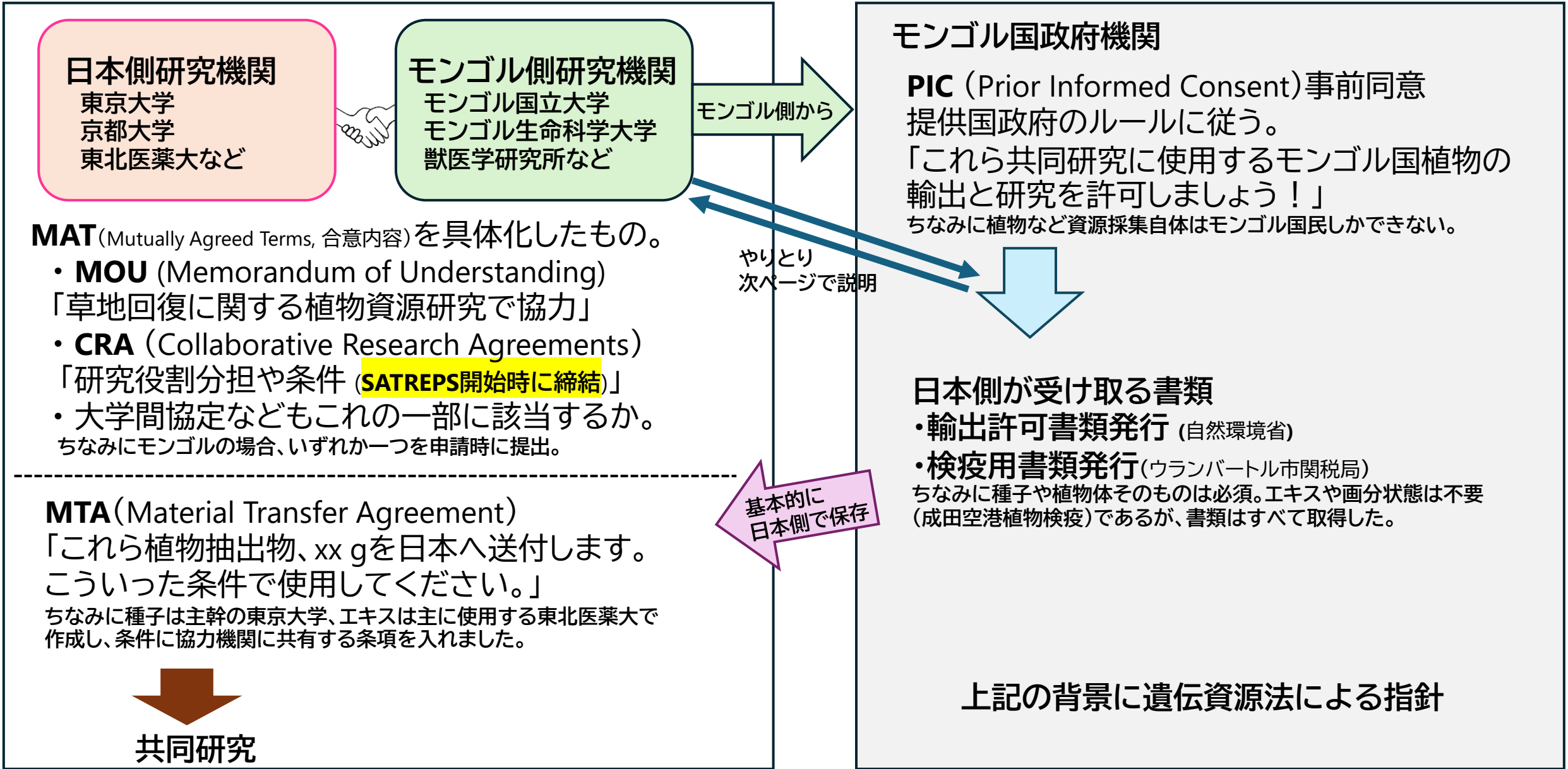
日本側が受け取る書類
・輸出許可書類発行 (自然環境省)
・検疫用書類発行 (ウランバートル市関税局)
ちなみに種子や植物体そのものは必須。エキスや画分状態は不要 (成田空港植物検疫) であるが、書類はすべて取得した。

⑤ MTA締結と輸出入～研究実施

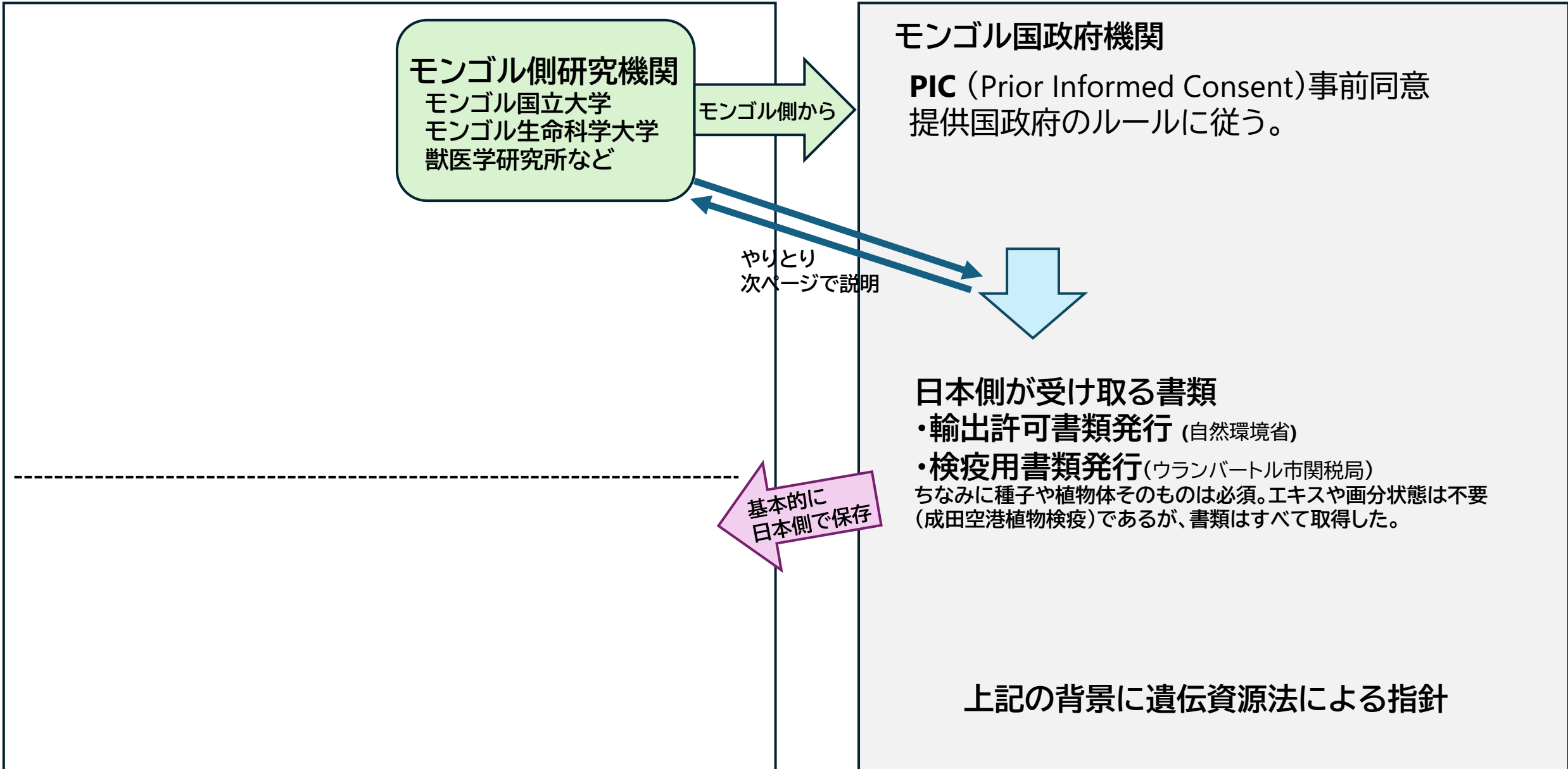
共同研究

上記の背景に遺伝資源法による指針

植物等輸出許可取得から輸出までの流れ（概要）



植物等輸出許可取得から輸出までの流れ



モンゴル側から

やりとり
次ページで説明

基本的に
日本側で保存

植物等輸出許可取得から輸出までの流れ (モンゴル側で行う) 2022/5当時～現在)

モンゴル国立大学
Bavaaprev先生より

モンゴル側
大学

- ①レター「許可証発行依頼」
- ②植物(種子・エキス等)リスト
- ③大学国家登録証明書
(データなし)
- ④CRA写(日モ大学間)
(データなし)



- ②植物種子リスト
- ③大学国家登録証明書
(データなし)
- ④CRA写(日モ大学間)
(データなし)
- ⑤自然環境省発行許可証
- ⑥レター
「原産国証明書発行依頼」



- ②植物種子リスト
- ③大学国家登録証明書
(データなし)
- ④CRA写(日モ大学間)
(データなし)
- ⑤自然環境省発行許可証
- ⑦原産国証明書
- ⑧レター「輸出許可依頼」



- ⑨植物衛生証明書
その他、インボイスなど



輸出

自然環境省
↓ 発行

⑤自然環境省発行許可証

モンゴル国商工会議所
↓ 発行

⑦原産国証明書

ウランバートル市関税局
↓ 発行

⑨植物衛生証明書

※各機関から発行される書類は都度 (モンゴル側の) 大学が受け取り、次の機関へ大学が提出する。



日本側で準備（すべき）できるもの

② 植物(種子・エキス等)リスト

両国の研究者双方の合意の元、研究対象植物についての情報を収集の上でリスト化する。

④ CRA写(日本－モンゴル大学間共同研究契約 Collaborative research Agreements)

SATREPSでのCRAのほか、従来の関係性によっては、大学間研究協定や共同研究契約などの取り交わしが根拠となる。

☆ MTA (Material Transfer Agreements) 成果物移転契約

具体的な植物体や試料の種類や状態について明記した上で、取り扱いにあたっての必要条項や利益配分を盛り込み、双方のサインを入れる。

基本的には部局間レベル(学部長)で行った。

今回のこの経験で得たこと

- たとえ後手に回ったとしても、その時にできることはできる限りやっておく方が良い。
 - 万が一、問題を指摘されたときに備えて、そのときに考え得る限りに誠意ある対応をしてきたことを残しておく。
 - 法律といえど、刻々とルールが変わる可能性がある。
 - 難しい点：逐一の対応が大変。理解しきれない。
 - 良い点：窓口との関係性がつながれば、こちらの主張を聞き入れてもらえる場が持てるかもしれない。
 - JICAやABS関連部門（国立遺伝研ABSサポートチームやバイオインダストリー協会など）を頼る。
（ルールを守っていないことを指摘することが目的ではなく、出来る限り研究自体の進行を損ねずに、国際共同研究を推進できるようにサポートするとの姿勢でいてくれる）
 - 継続的に情報収集と必要に応じた手続きと対応が必要。
（個人や少人数グループにできることには限界もあるが・・・現在も続けている。）
- ⇒ 現在、モンゴル国で、また他国との共同研究を実施するときの(私にとっての)良い羅針盤となっている。

Acknowledgements

当課題における活動全般と資料作成にあたり、お世話になりました全てのみなさまに心より感謝申し上げます。
(詳細は当資料pdf版では省略させていただきます)

当資料の記載内容は、草地回復SATREPSをはじめとする、発表者の当時の活動を簡単に紹介したものです。参考になる部分が少しでもありますと嬉しく思いますが、ルールの変更や時の経過により必要な手続きや考え方は刻々と変化していることが予想されます。当資料ならびに関連する活動内容により生じた、いかなる損害にも当方は責任を負いません。ご理解いただけますと幸いです。